

伊達市広告入りおくやみハンドブックの無償提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が提供を受ける伊達市広告入りおくやみハンドブック（以下「冊子」という。）の製作及び無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(冊子の使用範囲)

第2条 この要綱に基づき製作され、無償提供された冊子は、埋火葬許可証の交付時及び市民等からの求めに応じて窓口で配布するものとする。

(冊子の内容等)

第3条 冊子を製作し無償提供する者（以下「製作者」という。）は、冊子に広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）及び冊子の使用者に対し、自らが広告の製作者であることを明確にしなければならない。

2 冊子の広告掲載面積は、冊子の表紙を含む全体の面積の12分の5を超えてはならない。

3 製作者は、色、形状等の冊子の仕様について事前に市長と協議しなければならない。

4 製作者は、市の行政情報を冊子に掲載するときは、その内容について市長と協議しなければならない。

5 製作者は、同一年度内の冊子の数量、納入の時期、設置期間、設置場所等について市長と協議しなければならない。

(広告の掲載基準)

第4条 冊子に掲載する広告は、死亡というライフイベントに関するものとし、その掲載基準については、伊達市企業広告掲載規則（平成20年伊達市規則第15号）第3条の規定を準用するものとする。

(製作者の募集方法)

第5条 製作者の募集は、市ホームページ等に掲載して行うものとする。

2 募集期間その他募集について必要な事項は、別に定めるものとする。

(申込資格)

第6条 製作者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、その取消しの決定を受けていないものを除く。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体が関与すると認められる者でないこと。

(4) 法人等の本店所在地において、直近事業年度の国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していないこと。

(製作者の申込み)

第7条 製作者になろうとする者は、広告入りおくやみハンドブック無償提供者申込書（様式第1号）に事業提案書（様式第2号）その他必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(製作者の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、製作者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により製作者を決定したときは、広告入りおくやみハンドブック無償提供者審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(協定の締結)

第9条 市長は、前条第1項の規定により決定した製作者と、冊子の無償提供に関して協定を締結するものとする。

(広告の審査)

第10条 市長は、冊子に掲載する広告の可否を審査するため、伊達市おくやみハンドブック審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民生活部長
- (2) 市民生活部市民課長
- (3) 総務部秘書広報課長
- (4) 未来政策部協働まちづくり課長
- (5) その他委員長が必要と認める者

3 審査委員会の委員長は、市民生活部長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

4 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

5 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ回議による審査をすることができる。

6 審査委員会の庶務は、市民生活部市民課が処理する。

(期間)

第11条 冊子の設置及び配布期間は3年間とし、広告は概ね1年単位で更新する。

(問題発生時の対応)

第12条 製作者は、掲載広告に関する苦情等の責任の一切を負い、速やかに解決にあたらなければならない。

2 製作者は、掲載広告及び広告掲載者に問題が生じたときは、速やかに市長に報告し、当該冊子を回収し代替えの冊子を提供しなければならない。

3 製作者の都合により協定を解除する場合は、製作者は、協定締結期間が終了するまでの間における市の冊子作製にかかる費用を負担しなければならない。

(使用の中止)

第13条 市長は、冊子の使用が適当でないと認めたときは、冊子の使用を中止することができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。